

高額療養費の外来年間合算について(現役区分を除く70歳以上の方が対象)

外来年間合算は、一般区分または低所得区分である70歳以上の被保険者(本人)または被扶養者(家族)の方が計算期間(平成29年8月～平成30年7月迄)に受診されている場合には、外来療養費に係る自己負担額の年間合算額が144,000円を超える場合にその超える分を支給する制度です。

なお、この制度は平成29年8月1日以降の診療分について適用されますので、基準日(初年度は平成30年7月31日(それまでに死亡した場合には死亡日))現在で、144,000円を超えるかどうか判断を行います。

支給申請方法

1.基準日(通常は毎年7月31日時点(死亡の場合は死亡日))現在、健康保険の加入先が「酒フーズ健康保険組合」である場合

(1)基準日から過去1年間の間に他の健康保険に加入したことがない場合

・自動計算のため申請は不要です。

(2)基準日から過去1年間の間に他の健康保険に加入したことがある場合

・高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
・他の保険者が発行した「高額療養費(外来年間合算)自己負担額証明書」

2.基準日(通常は毎年7月31日時点(死亡の場合は死亡日))現在、健康保険の加入先が「酒フーズ健康保険組合」ではないが、過去1年間に酒フーズ健康保険組合に加入したことがある場合

・高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請後、当組合が「高額療養費(外来年間合算)自己負担証明書」を発行します。